

パネルディスカッション

○コーディネーター 照屋寛之

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました沖縄国際大学沖縄法政研究所所員の照屋寛之でございます。何分にもこういう場でのコーディネーターは経験がございませんのでスムーズにすすめることができるか心配ではあります、皆さんのご協力、パネラーのご協力をいただきながらスムーズに進めていきたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願ひします。

それでは、今ご紹介のありました大田守宣様よりご報告をお願い致したいと思います。大田さんは、情報公開制度の制定にかかわってきたわけですけれども、条例づくりの審議会の議論の中身と、その審議会に大田さんご自身がかかわりまして、個人的にご感想があるかと思いますけれども、そのご感想を今日はお伺いしたいと思います。大田さん、よろしくお願ひ致します。

尚、敬称は「さん付け」とさせていただきます。

○石垣市情報公開制度運営審議会委員 大田守宣

皆さん、こんにちは。大田守宣と申します。本日は、審議会委員の一人としまして、これまでにかかわってきました感想を、若干述べさせていただきます。

先ほど、黒島部長からもご報告がありましたけれども、情報公開制度審議会は平成13年9月19日から11月にかけて、合計6回開かれました。委員は9名ですが、前津先生以外の委員は全員が素人であります、前津先生にいろいろ教えていただいて、議論をしたわけですけれども、あくまで市民の立場として議論、意見の交換をしてきました。市の持っている情報は、原則すべて公開でありますので、どの部分から公文書と言えるのか。例えば、決済がまだ済んでいないものでも公文書として公開すべきなのか。また、職員が会議等でメモしたものも公文書と言えるのかというような、かなり突込んだ白熱した議論をしてまいりました。それから、印象に残ったものは、直接市が管理している情報ではなくて、市が出資等、その他財政的に支援等を行っている法人等で、その法人についても公開義務を課すことができる

のか。また、課すべきなのか。また、市が100%出資した法人でない場合、どの程度の出資から義務を課すべきなのかと。そういうことも議論されまして、一回の審議ではなかなか結論が出ず、継続審議となりました。なかなか結論が出せずに、継続審議となったものがいくつかあったんですけども、事務局の方できちんとした下準備をされておりまして、かなり膨大な資料も準備してあります、他の市町村の条例も参考にしながら審議を重ねてきました。計6回の審議でしたけれども、条例をつくる難しさ、責務の重大さを痛感しました。市民には、知る権利が保障されたわけですけれども、その反面、利用者として条例の目的に従って権利行使し、それに載っていた情報を適正に使用しなければならない、そういうった責務も課されています。条例ができてまだ半年ぐらいしか経っていないんですけども、条例ができる前とできた後というのは、私の役所に対するイメージが若干変わりました。こういった例えをすれば怒られるかもしれませんけれども、例えば役所にカウンターがあって、市民はカウンターの外側と、職員はカウンターの内側にいまして、そこに薄いカーテンが引かれていまして、中に職員がいて、何かやっているというのは分かるんですけども、それが何をやっているのかよく分からないと。聞こうにも、担当者じゃないんではないかと、聞きづらいと。それが、条例ができたことによって、このカーテンが取り除かれたと。それで、気軽に声もかけられると。そのことによって、市民と行政が情報を共有できると、そのようなイメージに変わりました。

次に、個人情報保護についてなんですが、情報公開と表裏一体として議論がなされました。個人情報は、どうしても商品として流通して、個人のプライバシーを侵害する事例もありますので、そこで条例制定後の運営審議会において、かなりの議論がされております。例えば、八重山新聞にも掲載されましたけれども、石垣市が保有している小学校新一年生の児童名簿と成人者名簿が、新聞社等に提供してよいのかどうか、そういうた議論もなされまして、2回の審議でも結論が出ず、まだ継続審議となっています。こういうた難しい問題ですので、急いで結論を出すこともなく、多くの市民の方にも意見を出し合っていただいて、十分議論を重ねて結論を出したいと思っています。せっかく制定した石垣市のすばらしい条例ですので、多くの市民の方もこれを活用していただければいいなと思っております。

○コーディネーター 照屋寛之

どうもありがとうございました。今の報告の中で、カウンターの内と外という話もありましたけれども、これから情報公開制度ができまして、それこそ情報を共有していく中で、そのカウンターも精神的にだいぶ低くなるのかなという感じがいたしました。また、小学校の新入児童の名簿を新聞に掲載するとかしないとか、こういう議論が起こる時に、われわれはそういう議論をとおして、行政と市民生活というのを考えるいいきっかけになるんじゃないかと思います。大いに考えてみる価値があるかと思います。

それから、大田さんもう1点よろしいですか。これから、制度というのは制定して、それを住民の皆さんに浸透させることはなかなか難しいと思うんです、情報公開制度を浸透させるために、大田さんが考えて、どんなことが必要かということをお尋ねします。

○石垣市情報公開制度運営審議会委員 大田守宣

制度を浸透させるためには、当然条例をもっとアピールすることが必要ですけれども、行政側が市民に対して公共性、公共作業の関与を積極的に進めていかなければいいのではないかという気がします。今、実際にやっているかもしれませんけれども、例えば市が何かを計画している場合、そうしましたら、その計画の段階から実施に向けて、十分な情報を市民に提供して、市民の参加を求めていくといいと思います。そうすることによって制度が浸透し、市民も市の持っている情報をだんだん使いこなせるようになるんじゃないかと思います。この情報公開制度の前文にもありますように、市民の市民による市民のための市政運営をするためには、情報公開または情報の共有が是非とも必要ですので、できるだけ早く、この条例を浸透させていければいいなと思っております。

○コーディネーター 照屋寛之

どうもありがとうございました。

それでは、次に先ほどご報告のありました朝崎岬さんに、1点質問します。朝崎さんは、長年浦添市の情報公開制度の担当をなさっておりますが、情報公開制度の活用を、先ほどは出席簿の請求とか、情報公開制度があるということはこんなに意義深いんだということを私は痛感したわけですが、その情報公開制度の活用を住民参

加の意義という視点から、何か具体的な事例が他にございますか。

○浦添市総務部市政情報室室長 朝崎 呼

教育委員会に対する公開請求でしたが、浦添市内の学校で使われている学校給食用の食器に対して疑問をもっている団体があり、食器選定に至るまでの経緯を知りたいという理由で公文書の公開請求がありました。現在使われている食器の使用を決定するまでに教育委員会内部で話し合いがなされているはずであるから、その話し合いの中身が分かるような文書について、すべて見せてくれという請求でした。これは、浦添市の場合、給食用の食器選定の段階で住民の意見を聞くという手続がなされていなかったのではないか、という考えが基本にあるのでは無いでしょうか。それで、住民としては、子どもたちの健康に関わる問題でもあるのだから、食器の選定については住民の意見を聞くべきであるという動きを支えるデータとして、選定の経緯が分かる公文書の公開請求がなされたのであろうと思われます。これは、住民参加の動きであると私は思います。

他の事例としては、これも教育委員会関係ですが、県立高校への推薦基準の公開請求を挙げることができます。中学校から県立高校に進学する場合、受験をして高校に入学する場合と、推薦により入学する場合があります。この推薦入学のシステムは、各中学校の校長が、現に在籍している生徒の中から推薦するという比較的単純なものですが、誰でも推薦を受けることを希望すれば推薦してもらえるのかというと、そうではなくて、学校内部にはきちんとした推薦をするための基準があります。その基準を見せてほしいというのが請求の趣旨です。A君が推薦されて、B君が推薦されない。その場合、なぜA君とB君の差が出てきたのか、住民はこのことについて知る権利がある、というのが請求者の考えです。推薦基準を手に入れた請求者は、これに対して何らかの不服を申し立てるというのではなく、自分の子どもが推薦に漏れたということが事実としてあるのだが、なぜ漏れたかという理由が知りたいということなんです。つまり、それに対して学校側がこれまで説明をしてこなかつたわけです。説明がほしいという意味で、この公開請求が行われたのです。

公開請求があると、公開という判断がなされて、公開の実施が行われます。この段階で、なぜ漏れたのかということが、実施機関側から住民に対して説明があるわけです。これが、いわゆるアカウンタビリティーということです。情報公開制度に

関する事務手続の最後の段階である公開の実施は、最もアカウンタビリティーが發揮される場面というのは、そういう意味になるわけです。

○コーディネーター 照屋寛之

どうもありがとうございました。

食器の選定の件といい、私たちは今まで、学校側が決めてこれで当然だと思っていたわけですね。ところが、ではどのようにして、どういう食器を選定しているかということに対しても、PTAあるいは住民の側が積極的に参加していくということは、非常に意義深いことかと思います。さらには、皆さんもお子さんをお持ちだと思いますが、高校への推薦の場合、A君は推薦されたけれども、どうしてうちの子はされなかつたのかなというような事も起こってくるわけですね。絶えずこれは問題が起りがちなんですね。そういう時に、情報公開制度をとおして、そういう教育情報を開示してもらう、公開してもらうということも、これまた父母と学校側の信頼関係を構築する上で、私は非常に貢献することかと思います。そういう面で、情報公開制度というのは、非常に意義深い制度だという感じがします。普通の行政もさることながら、教育行政においても非常に重要な制度だと思います。朝崎さん、どうもありがとうございました。

それでは次に、先ほどご報告のありました黒島さんに、これからいよいよ石垣市も情報公開制度がスタートして、審査会を設置していかなければいけないわけですね。ただ、その審査会を設置する場合に、離島の市町村の場合にはなかなか設置して運営していくとなりますと、審査会のメンバーを選定していくことも、確保していくこともなかなか難しいことかと思います。その件も含めまして、審査会の設置・運営の難しさと課題について、黒島さんからお話をいただきたいと思います。

○石垣市教育委員会教育部長 黒島 健

先ほど、本市の情報公開制度運営審議委員の大田さんから話がありましたように、まだまだ市民と役所との間には壁があるということでございますけれども、やはり情報公開を請求する側の、私たち市の職員の旧態依然たる意識では、情報公開はなかなか機能しなくなるということだけは確かだと思います。ですから、いかに情報公開を運用する私たちの意識改革、したがって、以前から言われております「民は寄らしむべし、知らしむべからず」という発想はかなぐり捨てて、市の職員みず

から市民と市政との理解と信頼を深めると。先ほど、朝崎さんの話の中にもありましたように、今まで以上に、この制度は市民に対して説明責任が一層求められてくると思います。

それから、先ほどコーディネーターの照屋先生から話がございました。石垣市は、非常に今後心配している課題があります。そのことを申し上げて、皆さんと情報を共有していきたいと思いますが、私たちは石垣市民であると同時に、八重山郡民であり、それから沖縄県民なんです。先ほどから申し上げておりましたように、八重山3市町、かなり、今合併論議が行われております。石垣市には、このように情報公開制度ができました。個人情報保護に関する条例制度もスタートいたしました。しかし、八重山は一つと言いながら、私たち市民が竹富町に赴く、竹富町の方が石垣市に赴く。そういう場合に、一方では情報制度がある、一方では制度がないために、やはり八重山郡民の中で、保有する情報を公開請求する場合に、まだまだ差異が出てくるのではないかと思っております。というわけで、情報公開請求する側に、先ほど朝崎さんの報告の中にもありました。情報公開請求に対して、実施機関が請求に対する処分の内容がございました。公開、一部公開、非公開、請求拒否等々の処分の決定をしなければならない。その処分の決定に対して、いわゆる「何人も（なんぴと）」、請求した側の皆さんのが不平不満があって、不服申立がなされたとします。その場合には、情報公開審査会を設けることになっておりまして、石垣市においても5名以内の、先生から話がございましたように外部の機関、いわゆる第三者機関で構成される審査会を設けることになっておりますけれども、何分離島が離島であるがゆえに、先ほど前津先生は1年7カ月で、十何件ものそういう審査請求をされたということからして、離島が離島であるがゆえに、この石垣市で情報公開審査会に専門的な知識を有している方、なかなかその人材の確保に非常に困難を極めるんじゃないかということで、私どもはこれから公開請求に対するそういう決定、採決をする場合に、この審査会をどのように設けていったらいいのかということで、非常に危惧をいたしております。そこで、私たちが思うのは、早く竹富町、与那国町にもその制度を導入していただいて、八重山3市町で一つの情報公開審査会を設置をするような、共同体で設置をするような制度はできないものなのかなということで、これは竹富町、与那国町の問題ではございますけれども、可

能な限り八重山3市町で一つの公開審査会を設置できるようなかたちにもっていけたらということを心配しながら、離島であるがゆえの制度の立ち上げ、今後の運用の仕方について、今後沖縄本島の先生方からもご指導を承っていきたいと思います。

○コーディネーター 照屋寛之

どうもありがとうございます。

今のご説明にもありましたように、不服申立が出た場合には、その審査会を開くわけですけれども、その審査会のメンバーを確保するのが、特に離島の場合は難しい。しかし、沖縄本島はどうかと言いますと、本島でもその専門家は少ないわけですね。そういうことで、前津さんが多くの市町村の審査会を引き受けて、頑張っておりますが、その件に関しまして、多くの市町村の情報公開制度の中で審査委員をやっておられます前津さんの方から、そういう離島の件も含めまして、何かそういう面での事例がございますか。

○沖縄法政研究所所員 前津榮健

この審査会の問題は、本当に頭の痛い問題です。先ほど、21の市町村で情報公開条例が制定されたと述べましたが、その中で、まだ審査会を置いてないところの方がむしろ多いのです。不服申立があった場合に、その際に設置しようということですが、人材の確保にみんな困っています。そこで、沖縄県町村会という組織がありますが、そこに共同設置ができないものかと働きかけております。つまり、北部、中部、南部で共同して各一設置する方法が採れないのかということです。私も数箇所引き受けいますが、とにかく不服申立がおきないことを願っています。離島の場合はもっと厄介です。例えば、宮古は、現在、平良市だけが情報公開条例を持っていますが、平良市は審査会の設置を那覇の弁護士さんの事務所で辞令交付を行いました。もし不服申立が出たら、職員が那覇まで出てきて、そこで事務所を借りて審査会を開催しようとの考えのようです。石垣市の場合は、先ほど黒島部長から提案があったように、やはり竹富町、与那国町も一緒になって設置した方が良いでしょう。共同設置で問題になるのは、条例が異なる場合どうするのか、事務局をどうするのかなど難しい面もあります。

○コーディネーター 照屋寛之

この審査会の設置というのは、情報公開制度を運用していく中で今後も大きな課

題になるのではないかという感じがいたします。

それから前津さん、先ほど講演なさったわけですけれども、それでもまだまだ十分お話できなかったと思うんですが、そういうのも含めましてひとつ質問したいんですが、情報公開制度を通して日常生活の中で、行政への市民の関心をどのようにしてもたせたらいいのかなと。なかなか市民が関心をもってくれないという部分があると思うんですね。そういうもの、何かいい事例がありますか。

○沖縄法政研究所所員 前津榮健

先ほど、たしか黒島部長の話の中でも出てきたかと思いますが、現在、市町村の合併問題が、非常に大きな行政課題となっています。しかし、市町村合併のメリット、デメリットに関する情報が伝わってこないとの住民の声があります。これは、某市の例ですが、市が住民説明会やシンポジウムも開いても、参加者が少ない。そこで、市は、各家庭に配布される市だよりを使いアンケート調査をハガキで行いました。結果は、7,000世帯に配って、返事があったのが何通だったと思いますか。たったの124通です。これでは、アンケートになりません。一方では情報がないとの不満がありますが、他方では、情報を提供したり、説明会をしても参加してくれない。また、アンケートを実施しても返事がない。そうなると、やはり市民と直接向き合い、関心を引くようなもっとショック療法的な方法を用いない限りなかなか難しいなと思います。例えば、この合併問題がだんだんせっぱ詰まつてくると、賛成、反対の声がいろいろな自分の利害との絡みから出てくるかと思いますが、その段階からではなく、最初の段階から皆さんの利害に係わる問題であることを具体的に知てもらう工夫をして提供する努力をあきらめずに行行政側の方でやるしかないと思います。自分自身の問題と絡まないと、市民の方も目覚めないのでという気がいたします。情報提供の工夫と努力が現段階では求められていると思います。

○コーディネーター 照屋寛之

どうもありがとうございました。

これはいろんな自治体の中でそういう悩みがあるだろうと思います。これを、情報公開制度を通して情報を公開する。そして、いろいろと関心をもってもらうという方向で、長い目で行政側がゆっくりゆっくりやっていかなければいけないのかという感じがしないでもないです。

だいたい一巡したわけですが、それでは今度は順番を変えまして、朝崎さんにもう1点お伺いします。先ほどの報告の中でも、浦添市は情報公開制度の先進地だという話があったけれども、ところが満遍なく請求があるかというと、朝崎さんの報告では、必ずしもそうではないんだという話がありました。浦添市の場合、この制度がスタートして、全県的にも非常に注目されました。そして、たくさんの請求もあったと思うんですが、特に他府県から教育関係に関する情報の請求が、スタート当時あって、非常にこれは注目されたんですが、その辺の件で何かお話がありませんか。

○浦添市総務部市政情報室室長 朝崎 呴

平成12年4月にこの制度がスタートしました。その直後、5月だったと記憶していますが、浦添市内のある中学校で体罰事件がありました。私、あえて事件と申し上げましたが、体罰の結果が、かなり重い中身であった関係で、事故といわば事件と申し上げています。この体罰事件に関して報道した県内の新聞社のホームページに掲載された事件の内容を大阪のある団体が入手し、このような事件が起る浦添市では、体罰を容認するような教育が行われているのではないかと考え、その仮説を証明するために、過去5年間の浦添市の全小中学校の体罰関係の報告書、あるいは不登校児童に関するデータなどについて、公開請求をしたというのが、その内容です。この請求に係る文書は、総数で4,000枚にのぼるものでした。石垣市の条例もそうですが、浦添市の情報公開条例は第5条で「何人も請求できる」と書いてあります。したがって、全国の、あるいは国外の人も公開請求できるということになります。自治体は、常に住民以外の者からの請求があるものだと思っていなければいけないわけです。浦添市の場合、請求に対する返事を15日間という短い期間の中でしなければならない。つまり公開、非公開、一部公開または不存在という4つの処分のいずれかの処分を15日以内にしなければならないことになります。担当課はほとんど徹夜の状態でチェックをしなければいけないということがありました。

○コーディネーター 照屋寛之

担当課が、何日も徹夜をしなければいけないということもあるわけですね。行政側は、またそれだけ緊張感を持たなければやっていけない制度でもあるわけですね。

それでは、今度は黒島さんにお尋ねしたいわけですが、先ほどのご報告の中で、市政情報は市民の共有財産だと、非常に含蓄のあるお言葉がありましたけれども、そういう市民の共有財産と言ひながらも、なかなかこの情報公開制度を浸透させることは、難しいわけですね。その中でこの情報公開制度をスタートして、特に市民の皆さんに望みたいことはございませんか。

○石垣市教育委員会教育部長 黒島 健

情報公開する側、運用側は私たち市の職員ですけれども、それを私たちの条例では、利用者の責務という規定を謳ってございまして、請求する側「何人」が、利用者はその正当な権利を行使はしながらも、その権利で得た情報を適正に使用してほしいと、適正な請求をしてほしいということです。請求のための請求ではなくて、やはりそういう市が保有する情報を適正に使用していただくために、適正な請求をしていただきたいと考えます。

それから、次に課題ですけれども、浦添市の朝崎さんのほうから、とりわけ教育情報についていろいろございました。石垣市においても、近々学校評議員制度をスタートさせることといたしております。したがって、学校現場における、教育現場における情報公開に対する考え方、市民に対する考え方と同時に、その周知徹底を急がなければいけないと感じているところです。ですから、市民の皆さんにも、石垣市は今年度から出前講座をスタートさせておりますので、積極的にその制度を活用していただいて、私たちも皆さんと一緒に情報公開について、それから情報の共有化について、まちづくりについて、皆さんと一緒に考えていきたいと思いますから、その制度を適正に、有効に活用していただきたいと、市民の皆さんにお願いをしたいと思います。

○コーディネーター 照屋寛之

どうもありがとうございました。

情報公開制度が、うまく浸透していくことを祈っております。

なかなか時間がございませんけれども、最後にあと1点。今後は、前津さんの方に質問したいんですが、先ほどニセコ町、最近非常に話題になっている町なんですが、ニセコ町に関してのご報告もありましたけれども、その北海道ニセコ町のまちづくりを前津さんご自身が調査して、私たちのまちづくりにぜひ参考にしたいとい

う点がございますか。

○沖縄法政研究所所員 前津榮健

ニセコ町は、職員の意識が非常に高いし、それが徹底していると感じました。たとえば、ニセコ町の片山課長が私たちの対応をしてくれたのですが、私が不在でも私と同レベルの説明は、職員の誰でもできますと、自信をもって話していました。つまり、課長が不在でもたらい回しや出直しを求めることなくちゃんと職員がその方と同じように対応できるとのことです。そこまで職員の教育をやっているのです。しかも、情報の共有化を庁内でも徹底してやっておりまして、文書をなるべく一つだけにする、不要なものは持たないとのことです。ですから、職員の机の上はパソコンがあるだけです。引き出しの中も全部共有化されており、その情報も全部管理されているわけです。そして、公文書がどこにあるのかというのが、瞬時に分かれるシステムになっていました。請求があったらできるだけスピーディーな対応を目指そうということが、役場内で徹底してされているということです。それから、できる限り住民と対話を持とうと町民会議を始め様々な会議を開きながら、しだいに意思形成を図っていくようなことを話しておりました。ニセコ町のやり方にに関してよく質問・疑問として出るのが、このような方法で行政が直接町民と向き合い、対話を図っていくと、議会はどうなるのかという点です。議会もまた議会独自で頑張らないといけないと思います。石垣市議会も情報公開の実施機関になっているわけですから、議会もいかにして市民のいろいろな要望などを吸い上げができるかを考え、そして吸い上げた市民の意見や要望を議会審議を通して行政側に問い合わせ、議論を深めていく努力を重ねていくうちに、だんだん互いに向かしていくのではと思います。

○コーディネーター 照屋寛之

どうもありがとうございました。

今の説明にありましたように、どの課も担当の職員がいなくても、別の方がいつでも代わって情報を出せるんだと。これは、私は市民との間での信頼関係を非常に高めると思うんです。例えば、皆さんが何か請求があって行った、あるいは教えてもらいたいことがあって役所のほうに行ったときには、実は、担当者がいなくてねとか、後で来てねと言われると、せっかく来たのにこれが聞けなかつたんだという

ことは、不満が出るわけです。不満が重なりますと、信頼感がなくなってしまします。そういう面では、私はニセコ町の事例というのは、非常にうまくいっているケースとして、真似したいという事例かと思います。

それから前津さん、たしか請求があつてもほんの何分かと言っていましたね。

○沖縄法政研究所所員 前津榮健

確か30秒を目標にしていると話していたように記憶しています。情報公開に関して徹底した町だということです。

○コーディネーター 照屋寛之

これはすごいですよね、たつた30秒です。ラーメンつくるのに3分かかりますから、それをたつた30秒で貴重な情報が出てくるということは、これは住民からしたら非常に信頼関係が高まっていく町政になるだろうと思います。大いに真似たいと思います。

あと1回ぐらい質問をしたかったんですが、大変申し訳ないんですけども、もう時間がございません。

それでは、これからフロアからの質問をいただきたいと思います。質問の時は、できるだけあなたへの質問なのか、それとお名前と所属が分かれば、非常にこちらとしては助かります。よろしくお願ひ致します。

○質問者 小浜

石垣市福祉事務所福祉課保護係の小浜と申します。前津先生に1点お聞きしたいんですが、失礼ですが、座って質問させていただきます。

存否応答拒否についてですが、私は、今申したように福祉事務所の保護係をしている者ですが、各市レベルでは福祉事務所の設置が義務づけられていて、生活保護法の法定受託事務として生活保護の事務を行っています。それで、実際事務に携わっていてよくあることが、例えばAさんは生活保護を受けているのかとか、Aさんの生活保護の支給額はいくらかとか、あるいは保護の申請があったかどうかとか、そういういろいろな質問が電話とか、それからカウンターで直接、いろんな目的理由で聞かれことが多いのです。例えば、生活保護を受けているかということに関しては、公文書としては保護台帳というのがありますし、支給額がいくらかということに関しては決定調書というのがあります。申請に関しては、申請書一式が

ありますので、公文書は存在するわけなんですが、現在のところはこういった質問に関しては、一切答えられないと対応しています。申請があったかどうか、それさえも答えることはできないし、保護を受けているかどうか、これも答えることもできないというかたちで、つまりプライバシーの保護ということで、質問には一切答えられませんと、いわゆる存否応答拒否みたいな対応をしているのです。しかし、これが情報公開条例に基づいて公開請求権を行使されて、情報公開センターを経由した場合に、実施機関側の処分としては、現在の石垣市の条例だと公開、一部公開、非公開、文書不存在の4つのいずれかをとらなければいけないと思うのですが、もしここで、個人情報ですので非公開ですよということになれば、例えばAさんが保護を受けているということを明らかにしてしまうことになりますし、文書不存在ですという処分をすれば、受けていないということを明らかにしてしまうということで、今の4つの処分形式ですとプライバシーの侵害を引き起こしかねないということで、やはり存否応答拒否という選択肢があれば、そういう問題も防げると思うんですが、この点をお伺いしたいと思います。

○沖縄法政研究所所員 前津榮健

今のご質問は、よく存否応答拒否条項の必要性を説く事例として挙げられます。そしてその必要性を感じ、存否応答を拒否できるような規定を盛り込むところも出てきています。一方、このような請求そのものが成立するのかということで、請求自体を否定する対応もあるようです。この存否応答拒否条項に関しては、私は必要があるならば、今おっしゃったようなかたちでその規定を入れるということもまったく否定はしません。ただ、この規定を入れてしまうと、それに伴う危険性もまたあるわけです。ですから、北谷町ではかなり議論になりました。北谷町が最初にこの規定を入れたものですから。当初、北谷町はまったくの制限なしのかたちで、この規定を入れようとしていたものですから、それではまずいということで、個人のプライバシーにかかるものについて限定することになりました。ただ私が理解できないのは、他人が、自分と関係のない他の人が生活保護を受けているかどうかということを知るために、このような請求をするのかという点です。そういう例が実際にあるのでしょうか。石垣市においても。何のために、他人が生活保護を受けているかどうかについて関心を持つのか、また請求までするのか、そのあたりについて

は、私は実務家ではありませんから分かりません。

○質問者 小浜

実際、電話での問い合わせは多いです。

○沖縄法政研究所所員 前津榮健

その電話での問い合わせについては、私は答える必要性はまったくないと思います。責任の所在もないまま、顔を見せることなく、他人のプライバシーに関することを問い合わせること自体問題だと思います。拒否すべきです。

○質問者 小浜

1件ありましたのが、裁判に必要だということで、支給額がいくらかということを求められたことがあります。裁判所への提出書類だということで。

○沖縄法政研究所所員 前津榮健

どのような事実関係かよく分かりませんから、それについてはコメントできませんが、朝崎さんは存否応答について、以前沖縄法政学会で報告しましたので、フォローしていただけますか。

○浦添市総務部市政情報室室長 朝崎 呴

私は、存否応答に関する論文を今年の3月に書きましたので、その件について少し実務家としてお話をしますと、石垣市の条例の中には存否応答拒否に関する条文はありません。ただ今、前津先生からありましたように、県内の自治体で存否応答拒否の条文を持っているのは北谷町と沖縄県だけです。では浦添市はどうかといいますと、存否応答拒否に関する条文を持っておりませんので、ご質問の事例が浦添市で起きた場合、どう処理するかという問題が、大きな問題として出てきます。浦添市は、このように考えています。まず、非公開という処分をします。4つの処分のうちの非公開の処分をします。そして処分の理由としては、もしあるとしたら個人情報だからという理由をつけることになります。もう一度言いますと、「非公開」という処分をします」、そして、「もしこれがあるとしたら個人情報に当たるから」という理由をつけるわけです。もうひとつつけ加えなければいけません。「ただし、浦添市がそれを持っているかどうかについても答えません」ということを説明としてつけるわけです。この3つの要件をきちんと書かないと、ご質問者が心配したような、生活保護を受けているか、受けていないかということが公開請求者に分かつ

てしまうことになります。これは、どうしても避けなければなりません。もう一度繰り返しますと、非公開という判断をし、もしあるとすれば個人情報だから。ただし、あるかどうかについてもお答えしませんというふうな処分をいたします。ただし、これは処分の問題で、実務的にはもうひとつ前の段階があります。それは、公開請求者がAさんの生活保護に関する文書を見せてくれときた場合、これに対して行政指導をいたします。その内容は、あなたの公開請求は、個人を特定するような請求となっていますので、個人が特定できないような請求書の書き方に書き換えて下さいという行政指導をします。これで、相手方が応じてくれて、例えば、生活保護に関する平成12年度の文書すべてというふうに書き換えた場合、請求を受理し、これに対しても非公開の処分をすることになります。ですから、行政指導に応じても応じなくても、中身が個人情報ですから、行政側の処分としては、非公開という同じ処分になります。よろしいでしょうか。

○質問者 小浜

どうもありがとうございました。

○コーディネーター 照屋寛之

ご質問の方、どうぞ。

○質問者 前野

石垣市の前野です。

情報公開条例の最終目標につきましては、前津先生の言葉を借りますと、情報公開条例がいらないような社会づくりということになると思います。例をひけば、行政計画の策定過程に住民自身があたかも直接かかわるような、そして行政だけでなく住民自身もその結果に自己責任をとれるような行政情報、言い換えればまちづくり情報の共有が最終目標にあるものだと思います。ただ、情報公開条例ができたとしても、行政情報の共有自体が、この理念の下に運用されているかどうかについては、やはり疑問を持たざるを得ない部分はたくさんあるのです。というのも、例えば地方自治法には議員の所管事務調査というような制度がございます。これは、議員自身が議会、住民の福祉向上に資する政策を立案するために、行政の持っている情報を教えて下さいというような制度であります。これにつきましては、先ほど朝崎先生がおっしゃっていたように、法令秘情報、個人、法人、行政執行に支障を来

すような情報については、もちろん公開してはならないということになっていますけれども、ただ実態として、議会人が行政に情報を求める場合と、市民が行政に対して情報を求める場合とでは、その結果はどうも違っているような気がするんです。私も、つい先日まで議員をしていまして、所管事務調査で情報の公開を求めますと、その所管事務調査の機関の中に、もちろん法令秘等にかかわるものについては公開はされませんけれども、速やかな加工情報に基づいた情報が提供されます。文書の公開という意味では、情報公開条例がその自治体にできれば、私は所管事務調査のような制度はいらないと思っているのです。そこまで高まらなければ、この情報公開条例の意味がないと思っているんです。ひるがえれば、議員自身が情報特権階級にいるというような思いの中で、実施機関の中で議会がその中に入らなかつたというような現象があらわれると思いますけれども。私自身の個人的な例を申しますと、石垣市の今年の情報公開のこの文書にもありますけれども、利用状況1番最初から8件までは、私個人の情報公開請求であります。今は、補正を求められている段階でございます。なぜかといいますと、やはり朝崎先生がおっしゃったように、情報公開の請求者は、何のためにこの情報の公開を求めるかという思いをもつているわけです。私の場合は、石垣市には行政評価システムの導入が必要だらうと思い、そのために、事務事業の総ざらいをすべきだというような思いで、事務事業、その他それにかかわる詳細についての情報公開を求めている段階であります。しかしながら、理念に基づいた運用がきちんとされているのかと思います。私自身の経験で言いますと、この8件について補正を求められていますけれども、それ以前には、石垣市は行政改革の中で、事務事業の総点検という文書を出しているんです。ただ、私がすべての事務事業ということを請求すると、すべての事務事業が特定できないということで、今総点検を求められた段階なんですよ。そういう意味では、実際に制度はあるが、運用がどうなのかということについて、市民自身は大変疑問を持っているし、そこを払拭しない限り情報公開条例の意味もないし、理念も実現できないだろうというような思いであります。その辺の状況とか実例とか、実態について、4人のパネラーの皆さんはどういうふうに考えているのか教えて下さい。

○浦添市総務部市政情報室室長 朝崎 呴

大変難しいご質問で、どのように答えていいかちょっと迷っております。お答えする前にひとつだけ、ご質問者の見解の中でミスといいますか、誤りの部分がありますので、私なりに訂正させていただきます。と言いますのは、ご質問者は議員の所管事務調査とおっしゃいましたが、これは誤りでございます。地方自治法が認めているのは、議会の所管事務調査です。ですから、議員個人に所管事務調査の権限が与えられたものじゃないということを、ひとつご認識いただきたいと思います。それによって、今のご質問の中身はずいぶん違ってまいります。

ご質問は、議員として公開請求権行使したのではなくて、一市民として、石垣市民として公開請求権行使したというように捉えなければいけないと思います。もし所管事務調査であれば議会の議決が必要になりますし、当然議会が議決をして委員会に付託をすることは可能ですから、その権限を付託したということになりますので、議員個人での所管事務調査はないということを、最初にまず申し上げたいと思います。

続きまして、ではこの石垣市の事務事業すべてという請求の仕方はどうかという御質問ですが、私自身公開請求書を見ておりませんからなんとも言えませんが、石垣市の事務事業といいますと、これは予算に関係あるもの、ないもの、長期のもの、短期のものすべてということになるであろうと思います。石垣市がこれに対してどのような回答をしたか私は承知しておりませんが、もし私が請求を受ける立場であれば、石垣市の事務事業に関する文書という請求がある場合、これは何年から何年までのことですか、つまり当該事務事業の対象年度をまずお聞きするだろうと思います。というのは、先ほどの体罰事件に関して大阪から請求があったと申し上げましたが、これもやはり5年分の文書について見せてくれというものでした。これが5年間という制限がなければ、浦添市が村政から始まって市政に至るまでの、今、現に保有する文書全部ということになってしまいますので、膨大な作業になってしまふわけです。では、膨大な作業になるから請求者に答えなくてもいいのかというと、そういうことではないわけです。行政側にはきちんと答える義務があるわけです。義務を履行するためには、他の事務事業の執行を止めてでもやらないといけないのかという次の疑問が出てきます。そういうことにはならないのであります。請

求者自身もそのことを望んでいるのではないでしょうから、事務事業すべてと請求に対しては、せめて5年分とか10年分とか、あるいは短期のものであるとか、予算のかかわりがあるものとかないものとかというかたちで、補正を求めるべきであろう、私は思います。実際に請求を受けたわけではありませんので、この程度のコメントにとどめますが、それでよろしいでしょうか。

○コーディネーター 照屋寛之

本日は、どうもありがとうございました。

まだまだご質問があるかと思いますが、時間の方がもう15分経過しておりますので、質問をこれで終わらせていただきます。パネリストの方、何か補足がありますか。

○沖縄法政研究所所員 前津榮健

最後に、今の条例の趣旨に基づいた運用についてですが、私もこれはきちんと運用すべきだと思っております。この運用面に関してのことですが、これは、ある講演会での話です。ある女性の方が情報公開条例ができたとしても、私は請求などできないと話していました。そのわけは、私のところでは、請求をすれば、すぐ職員が、誰がこんな請求をしているのかをばらしてしまうとのことでした。つまりこのような動きでもって、請求者に何らかのプレッシャーを掛け、請求にブレーキをかけるというのです。国の場合には、ニュースなどで、防衛庁が請求者の身元を調べたということで大きな問題になりましたが、小さな自治体においては、このような調査をしなくとも、職員の方が、誰がこういうことをやっていますよというだけで、情報公開制度を利用させないように、圧迫を加えてしまうのです。このようなことは、もちろん情報公開条例、あるいは個人情報保護制度の趣旨に反する対応です。

ですから、ぜひ解釈運用に当たっては、条例の趣旨目的ということを、職員皆さん一人ひとりが自覚して対応しないと、市民の方も安心して使えないということになるかと思いますので、そのあたりはぜひ適正な運用を心がけてもらいたいと思います。先ほど部長の方から適正な請求ということがありましたが、逆にまた運用の方もそのようにやっていただきたいと思います。

○コーディネーター 照屋寛之

ありがとうございました。

お時間があれば、あと1分ずつぐらいでもパネラーの方にお話を伺いたかったん

ですけれども、いかんせん時間がございませんので、パネラーの方々もまだまだいろいろとお話したい件もあったかと思いますが、その辺はご勘弁願いたいと思います。

これでもって、シンポジウムを終わりますが、私のコーディネーターがなかなか不慣れでございまして、時間がオーバーしてしまいましたことをお詫びしたいと思います。いろいろと不手際もあったかと思いますが、至らなかつたところは、また八重山の方々の温かいお気持ちに甘えまして、お許しをいただければと思います。
どうもありがとうございました。

〔注〕 パネルディスカッションの模様は、当日の各発言に若干の加筆・修正を行い掲載した。